



明治学院大学機関リポジトリ
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/>

Title	組織体犯罪と官僚制 とりわけ公務員犯罪とその構造と機能についての一試論
Author(s)	山中, 一郎
Citation	明治学院大学社会学・社会福祉学研究 = The Meiji Gakuin sociology and social welfare review, 148: 27-46
Issue Date	2017-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10723/3086
Rights	

【研究ノート】

組織体犯罪と官僚制

——とりわけ公務員犯罪とその構造と機能についての一試論——

山 中 一 郎

はじめに：私の心は

Freeze, freeze, thou bitter sky,
That dost not bite so nigh
As benefits forgot:
Though thou the waters warp,
Thy sting is not so sharp
As friend remember'd not.
The frost-bound country held
Nought motionable or alive,
That' gainst his wrath rebelled.
There scarce was hanging in the wood
A shrivelled leaf to reave;

Shakespearの“As You Like It”のなかでAmiensが唄う一節である。私は86年という多くの歳月を生きている。生き延びていると云った方がいいかも知れないくらいである。この間多くの先輩、同僚に先立たれた。私がこれまでの書き残したかった、ほんの一部をここで「お気に召すままに」読んでいただければ幸いである。「古い」の身には、この最近の暑さは身に応える。認知症も心配である。「発条仕掛けのブリキの人形」のような恰好をした老人が、固まり

かけた手を何とか動かしながらPCと闘っている姿を連想しながら読んでほしい。「老いのエレガントロジー」も研究課題だが。その問題は一先ず脇に置いて、私のライフワークでもあった「公務員犯罪研究」の残された課題のうちのいくつかを、まず先に、少しでも書き残しておきたいのである。殆どの方が興味半分にしかとりあげない課題であったし、これからもそのような傾向は続くであろうから。私は今ある地方都市に住んでいる。そこで日々考えることは、東京と云う名の巨大都市(大都市圏)との、あらゆる面での格差の大きさ、落差の激しさである。今もなお『自然村的秩序』が中途半端な形で生きていると考えるとき、現代大都市のマスメディアに依る問題提起の方法、取り上げ方、それに乗じて働いている人たちに、思わず苦笑もするし、そこに「問題」があると思う。大都市圏に住む人たちは、心の奥底で、『地方人は、自分たちと同列になってはいけない』と考えているのである。地方は、あくまで地方でなければならぬのである。大都市に住む者のエゴとは云っても、優越感をちらつかせてはならないであろう。この考え方、落差が存在するから「特殊な汚職の土壌」が存在してもいる。大都市では多くの人の陰に隠れて、又相互無関心という壁に隠れて犯罪が行われている。私はこれまで、多くの啓蒙活動をしてきた。だがいまもって「犯罪・汚職」は無くならない。役人と利権の問題、それを醸成する文化、土壌とをなんとかせねばと考えながら生きている。

1 日本に於ける犯罪社会学の歩み

「犯罪社会学」、「犯罪学」、聞きなれない言葉である。「犯罪」が学問研究の対象になるの？ と驚かれる人も多いであろう。私も、確かにそうだ(yes)と答えただろう。しかし日本人が「犯罪社会学」という言葉に出会い、その内容を知るのは大正期のことである。

大正12年7月、E.フェリーの「犯罪社会学」が山田吉彦氏により翻訳され而

立社から出版された。既に百年以上も前の事である。そのときの反響がどのようなものであったかは、わたしもまだ生まれていないので、知る由もない。大学2年の時に社会学の授業で「連字符(ハイフン)社会学」という言葉を知った。「連字」のところには様々な「言葉、字句が付けられる」と教えられた。「産業—社会学」「理論—社会学」「家族—社会学」「政治—社会学」「都市—社会学」等々である。

その頃たまたまある週刊誌を見ていると「ゲイシャ社会学」という見出しが付けられた記事あった。到底見る気にもならなかった。と同時に世間での一般的な評価とは、この程度のものかとショックもうけた。しかも当時、犯罪社会学者と云う名称が付けられる研究者(大学人)で著名人は、恩師でもある岩井弘融氏であった。当時、幾つかの大学に社会病理学の講座はあっても、犯罪社会学のそれはなかったように思う。岩井先生も「犯罪社会学」という著書は書かれても講座はお持ちではなかったように思う。先生は、その後しばらくして、誠信書房から『病理集団の構造』(1963)と題する大著を出版された。大変な業績である。ではそれまで日本に学術的と云える犯罪研究はなかったかといえば、社会学者というよりは社会事業に携わる人たちを中心に「非行少年, 非行児童, 不良少年」といった題目での青少年の非行, 社会的不適応の子供たちの研究が数多く見られた。例えば、留岡幸助の「不良少年の研究, 大正時代からの東京府, 大阪府による実態調査」, 鈴木賀一郎の「不良少年の研究; 大正12年」, 河野通夫「不良少年の実際」, 菊池俊諦「保護児童の教育的研究」, 服部北溟「悪童研究; 大正5年」, 中村古峡「少年不良化の経路と研究; 大正10年」, 白井勇松「少年犯罪の研究; 大正14年」, 財部叶「都会の誘惑; 昭和5年」, 沢柳政太郎「悪童研究: 大正5年」, 大沢真吉「少年保護論; 大正13年」である。いずれも青少年・児童が対象である。ここでは、墮落児童などの用語も散見される。明治学院論叢に掲載した拙著「非行少年処遇対策の歴史の変遷」は明治時代以降、第二次世界大戦敗戦後までの、いわゆる「非行少年と云われた少年たちの問題」を研

究対象にしたものである。

今回、再読、文章的に多くの問題点、不備も認められるが、まあ日本でこのような問題が社会問題として取り上げられるに至った過程はおおよそ理解されるのではないかと思う。悲惨な歴史であった。また、いまま日本の文化の中に、厳然として残っている「自然村的秩序感覚」とは(神島二郎氏より借用：『近代日本の精神構造』岩波書店)「共同体成員の情動的統合の機能をはたしている祭り、ひいては和」であり、この問題は未だ今日的課題であると思う。アニミズム的思考は西欧社会においても問題視されている。しかし日本のそれとはいささか異なる点が多いとも考えている。が、それでもなお世俗的な側面からキリスト教とブドウ教との関係を比較できないかと思う。ここで述べた「自然村的秩序感覚」の喪失が、いずれ核家族の誕生となり、家族の崩壊へとむかっていくのは必然と云えよう。

ところで、私が「犯罪研究」に関与したのは、極めて偶然のことからである。大学院在籍中は「犯罪社会学」の存在は知るものの、内容については一切知らずにいた。大学院後期課程進学後、数か月もたたぬうちに指導教授が逝去。他の教授から自立して研究するよう勧告された。今後の研究課題の提出は2週間後であった。一生を決める岐路、その選択としては、あまりにも短い時間である。当時まだ研究者のいなかった「犯罪」をとにかく考えた。まだ社会学との接点を失いたくないとの気持ちもあった。そうしたことから「官僚機構に内在する犯罪、退嬰的文化の実態・そのメカニズム解明」を前面に打ち出すこと、専門分野とすることにした。しかし昭和20年から30年代は、犯罪、非行はまだ社会病理現象の一分野とする視点が社会的にも、学会においても主流であったと云える。日本社会学会でも犯罪社会学は「際物」とみられていたと思う。というのも、昭和30年、横浜市立大学で開催された日本社会学会大会の最終日、会長総括で大会委員長の言葉に「このところ際物的な問題を取り上げる研究がでてきたことは憂慮にたえない」という一言があった。誰の発表を指して云ったの

か定かではない。がしかし、私の発表も当時の学会での趨勢、社会状況を考えると、まさに「際物に相違ない」と云えるからである。なぜ犯罪・犯罪現象をとりあげること、「公務員の犯罪」を研究することが「際物」なのか。おそらく、これはあくまで私の推測であるが、当時、昭和電工疑獄事件、さらには造船疑獄といった政官財界を巻き込んだ大きな犯罪が世間の話題を独占するかの如く、連日、報じられていたからではなかろうか。当時はまだ「役人、公務員と云われる人たちの犯罪」など、研究対象と考える人は殆ど全くと云ってよいくらいなかった。それどころか犯罪社会学者と称する人も数人に過ぎなかった。岩井先生も、ご自分は「反社会的病理集団」の研究をなさりながら「公務員を犯罪者とするような研究などというのは異端者のやることだから」と云われたことを未だ鮮明に記憶している。そして、その際、「わたしはこれから研究課題を家族社会学に変えようか」とさえ云われたのを記憶している。また犯罪社会学者を標榜していた同僚でもあった村田宏雄(東洋大学助教授就任)は、これからは産業社会学が主流になると云い、自らの研究分野を変えると云い去っていった。このように研究者も少なく、研究環境も欧米なみに十分開放されていないことも承知の上で、私はあえてこの分野を研究対象とした。「犯罪」が社会現象のなかでも「キワモノ」的現象であることも承知の上で、敢えてここを「突破口」に「官公庁官僚制機構に内在するであろう問題」を解明しようと考えた。そのころP. M. Blauの著書『The Dynamics of Bureaucracy: a study of interpersonal relations in two government agencies. 1955』に触発されたこと、諸外国の専門書、犯罪研究者たちに勇気づけられたこともある。ちなみに日本以外では「School of criminology」は大学院コースとして多くの大学に設置されているし、犯罪学部としてもポピュラーに認められている。いずれも多くの学生の人気の分野である。犯罪学部と云っても内容はかなり社会学的・心理学的分野を内包していることを付け加えておく。犯罪を、「サブ・カルチャーの一つ」と考えることに否定的な人は少数派であろうことも。そして、現在「日

本犯罪社会学会」も設立されており多くの会員を抱えていることも。だが、これが日本で犯罪研究の社会的・文化的風土であったことを知っておいていただきたい。

さらにここで紹介しておきたいのは佐藤郁哉氏の業績である。佐藤は昭和59年10月『暴走族のエスノグラフィー：モードの反乱と文化の呪縛』、昭和60年6月に『ヤンキー・暴走族・社会人：逸脱的ライフスタイルの自然史』（いずれも新曜社）を發表された。ここに描かれたのは奇異とも思われる集団名を持ち、独特な衣装を纏った青少年集団の行動と思考である。まさに非日常的な生活文化の研究であり副次文化の研究である。おそらく、これを読んだ人は『Street Corner Society』を、思い浮かべられることだろう。まずは一読されることを願う。

日本では不人気であった犯罪社会学であるが、E・フェリーの犯罪社会学がどのような内容のものであったか、その項目だけでも紹介しておこう。

それはまず【序論：実証犯罪学派 1章：犯罪人類学によってあたえられたる与件，2章：犯罪統計学によって与えられたる与件，3章：刑事責任の実證的理論，4章：實際的改革，5章：結論】からなる。ここで山田は「訳者序」として、次のように述べている。「由来イタリアは社会科学，特に犯罪学に於いてはその名をほしいままにしてきた国であって，他の多くの国はこの方面の研究においては，つねにイタリアに一步を譲ってきた。實際，ベッカリア，カルララ，ガロファロ，ロンブローゾはイタリアが生んだ天才である」と。さらに訳者は「ロンブローゾに対するフェルリの関係としては，後者の犯罪社会学の示唆は前者の犯罪人類学におうところが大きい。ただフェルリは犯罪人類学の与件を犯罪社会学の一部根底として生物学的犯罪素因の専権をふせいでいることである」と評している。(6～7頁) では犯罪社会学についてはどのように書いているのか。「実証犯罪

学派はただ犯人の人類学的研究のみで構成されているものではない。その目的は、犯罪社会病理研究上の科学的方法と、法律社会的対応策のうち、最も有効なるものの研究方法に、十分なる革新—根本的変革をあたうるにある。これまでの犯罪とか刑法の科学はただ、幻想的論理の力で生まれた三段論法の学說的羅列に過ぎなかった。われわれは、それを実証的観察の科学愛誠とし人類学、心理学、犯罪統計に立脚すると同時に、刑法、および監獄の研究の上に立つ、総合的科学となったのであって、私はこれを犯罪社会学とよぶ。(訳本、上62頁)

因みに、当時の犯罪研究は、ロンブローゾの「生来性犯罪人」論などが主流であったが、それ以前にベッカリアの『犯罪と刑罰』が、聖書なみに世界で読まれており、教育こそが犯罪の防止に対する有効な効果と述べられ、その思想が社会学派の文化的風土となったとも考えられる。

2 組織体犯罪と官僚制：その1

日本のCPI(腐敗認識指数:Corruption Perceptions Index)は現在、世界で17位から18位(腐敗指数:75.0)の間で動いている。同位はアイルランド、香港である。因みに上位は北欧のデンマークが1位(指数:91.0)、2位がフィンランド、3位がスウェデン3国が占めており、イギリス、ドイツも日本より上位同一10位(指数:81.0)にある。アメリカは16位(指数:76.0)と日本より上位を占めている。フランスは23位(指数:70.0)、中国は83位(指数:37.7)、韓国(指数:56.6)である。確かに、日本の公務員は「基本的」には「清廉潔白」な人たちが多いと思う。まさか18位であるとは思わない国民も多いのではなからうか。「この報告書は間違っている、そうに違いない」。日本人は、基本的に正直で犯罪、暴力とは無関係の人たちが多く、そう感じ、思っている。公務員も多くは清廉潔白な、信用に値する人たちだ、と考えている。だが、しかし、ここ最近、ときに、わ

われわれの認識を裏切るような人たちが出て、困惑させられるのも事実である。日本の公務員は平成25年度の人事院の発表では国家公務員が、約69万5000人、地方公務員、約276万9000人、合計すると、340万8000人という膨大な人数である(以前は、国有鉄道、郵政関係の多くの現業職員がいた)。毎年、法律違反の対象となる人数は、実数としては約1000人程度にまで減少している。しかし、暗数をいれればかなりの数になることも想定されなくはない。さて実態はどのようなだろう。非常勤及び現業の特別職公務員の存在を想定すれば、暗数の中身も相当程度は存在すると考えられよう。何れにせよ、ここで考えねばならないことは、それが想定より少ない、あるいは多い、どちらにしても、このような制度自体、われわれ国民の納税によって維持されていると云う事である。そこに働く人たちの資質についても申し分のない人たちであると期待されていることである。また公務員試験という関門をクリアして採用され「国民の公僕」としての誓約をし、任用されたと云う事実である。本来、法律違反をしてはならない人たちである。既に述べたように、われわれの期待を裏切らないということが、前提である。しかし、事實は、ときに裏切られたりもする。

CPIで日本が米国よりも低いというのは、いささか奇異な感じがする。アメリカでは、州によって犯罪・非行の処理の仕方が違う。FBIの調査が件数についても、内容についても、われわれが知りうる唯一とも云えるものである。しかし、汚職(corruption; graft)に関して知りうるわれわれの資料からしてもいささか問題があるのではないか？

ところで、バルザックは公務員、「役人」について、揶揄するような定義を書いている。「生きるために俸給を必要とし、自分の職場を離れる自由を持たず、書類づくり以外、なんの能力も持たない人間」であるとか、「役所を自分の役に立てている巧みな技術者」である。まさに云い得て妙という面もなくはない。

さらにまた彼は「手は書類を書くためだけに、あたまは何も考えないように、そして才気は役所の円周の内側に留めるように、それぞれ適応させた結果、ある者は事務官に、課長補佐になる」(山田登世子訳『風俗のパトロジー』1982年、新評論)このような役人を見たことがないとは云いきれないが、今見られるならばまさに稀覯本的存在であろう。かつて私の周囲にいたような気もしないではない。まあ悪いことはしないような存在といえるのだが、かなりの高給を受け取っていたわけで公務員としては問題ありと云えるだろう。戦前は高級文官試験(いまの公務員試験)を受けずに役所で個別に採用されそれぞれの省庁の所属していたことから「属官」と呼ばれていた。帝国大学出身者も多くいた。戦後、身分は事務官とかわった。気楽な生活をしていたように見えた。彼らに云えたことは、「公僕」といった自覚は全く見られず、戦後同様の権利を主張していた人が上司の命令、指示を「お上・御上」という感覚でとらえていた。非常に驚いた思い出がある。敗戦以前の時代感覚を纏って戦後十数年たった昭和30年代にも存在していたわけである。このような人たちに「公務員の守るべき規範」について語ったり、「職業倫理」について語っても虚しいという気持ちが残るだけである。と云って手を拱いてばかりではいられない。「腐敗認識指数」を高めるためにも公務員の自覚を求める必要がある。

ところで、すでに申し上げたように【官僚制と犯罪】は、わたしのライフワークである。『法と政策』(1983年:第一法規出版)、『ジュリスト』(1978年:臨時増刊;日本の汚職)で、ホワイトカラー犯罪について書いていた頃、この用語は、まだ馴染の薄いものであった。今では「組織体犯罪」「ホワイトカラー犯罪」は「組織犯罪」と混同されることは無いと思うが、ときによく理解されないこともあったようだ。筆者は組織体犯罪の主体を、さらに「公務員」に限定して扱っていく。ここで問題となるのが「官公庁官僚制機構の構造と機能」である。そして、まず最初に行うべきは、これまでの研究から得られたものの整理、そのいくつかの問題点について述べることである。戦前と戦後で公務員制度、そして機能

も構造も大きく変わった。

その原因は云うまでもなく、第二次世界大戦の「敗戦」ということである。連合国による「軍国主義、財閥の解体」「戦争指導者たちの公職からの追放」。日本の民主主義化は占領政策の根幹であつた。ところで「敗戦」が現実となつた時の「状況」というか「事象」がどのようなものであるかを、日本人は全く知らなかった。これまで考えたこともなかつた「敗戦」である。「なにが」「どのように」変わるのか。その時を生きた人たち、日本社会は全ての局面で大きな混乱と変革を経験した。「カオス」を見たのである。社会機構の全てが機能停止に陥つたと云つていい。人びとは、事態の把握に苦しみ、目的を見いだせず、絶望、混乱し、疲弊しきっていた。私の周りでは「教師」がその最たるものであつた。8月15日の敗戦、それからの半年は授業どころではなかつた。ただ学校へ通うだけの毎日であつた。校舎は空襲で焼け落ち、勉学の場は失われ、僅かに消失をまぬがれた他校の校舎の一部を借りての授業であつた。占領軍の駐留は、日本社会の安定化に一定の役割を果たしたものの、また多くの混乱も引き起こした。占領軍にまつわる犯罪も多く発生したが、その殆どは明らかにされることなく、秘密裏に処理されていたことは確かである。友人の父親で、当時、K警察署長をしていた人が、署長公舎の一部屋は占領軍関連の犯罪記録で占められていると嘆いていたのを聞いた記憶がある。どうしようもないというのである。また公務員による犯罪も、驚くべき数であつた。犯罪発生数が、殆ど、警察、検察の処理機能を超えていた。と同時に、警察官による犯罪も無視できない。要するに、1945年から46年にかけて、日本は一種の「無政府・無警察状態」にあつたと云つていいだろう。従つて、公務員の資質については、どうこう云えるような状況ではなかつた。毎日を、まず「生きる」ことが課題であり、「いかに生きるか」は問題外であつたと云える。曲がりなりに、なんとか社会が機能し始めたのは、戦後も3～4年過ぎてからである。

既に「公務員犯罪研究序説」(第4章：公務員犯罪の時代的特質)に書いたよう

に、その頃は悪性インフレーションの時代でもあったし、財産税、取引高税、新円切り替えなど、場当たりのともいえる政策変更が行われ、このような制度変更を悪用したと思われる犯罪が続発した。それはまさに、想像を超えるものであった。当然、民衆全体の倫理感覚も希薄もしくは無くなったと云ってよい。社会が殆ど機能しなかったと云えるのだから。とりわけ、税務公務員の犯罪は多かった。ゆうに1000件を超えていた。当時は、正規雇用の税務公務員だけでは、仕事を処理できず、多くの臨時雇用の職員が税金徴収などの職務についていた。(前掲書：p51～56) 検挙、逮捕される人数が、あまり多いので、多くは不起訴処分されていた。税務公務員による犯罪の多くは、戦後の悪性インフレーションと朝令暮改的な経済政策によるものである。講和条約が結ばれ、経済復興の掛け声と共に政財界を巻き込んだ大きな汚職事件も起きる。昭和30年代に入ると、経済の高度成長期に入り、日本社会も様々な面で変貌し始める。家族制度も、労働人口の流動化にともない大きく変化する。「核家族化」が社会問題になりはじめ、人々の価値観も多様化する。社会構造も並行し多様化を遂げる。公務員による犯罪も、日常化したかのように新聞、テレビで報道され始める。「一罰百戒主義」も機能停止の状態である。犯罪は全国的である。隣で仕事をしている人が犯罪容疑で逮捕されても殆ど無頓着である。抑制効果はない状態である。かつて東京都庁で11年間に発生摘発された事件を調べたことがある。一応、それを掲示してみよう。

昭和42年 2月：	民生局	生活保護患者の入院に関係
6月：	水道局	貯蔵品の不正使用
10月：	練馬区	建築確認事務に関係
11月：	衛生局	調理師養成施設の指定に関係
昭和43年 2月：	財務局	清掃工場棟の建設に関係
4月：	下水道局	下水道工事の設計に関係

組織体犯罪と官僚制

	4月：	主税局	料理飲食税課税の調査に関係
	4月：	衛生局	医薬品製造業等の許可申請に関係
昭和44年	2月：	千代田区	公会堂建設工事に関係
	2月：	水道局	契約事務に関係
	10月～11月：	総務局	都営住宅補修工事に関係
昭和45年	4月：	衛生局	業者の接待旅行に参加
	5月：	水道局	機器購入に関係
	5月：	下水道局	下水道幹線工事に関係
	8月：	南多摩新都市開発本部	工事監察，検査に関係
昭和46年	9月：	新宿区	建築確認事務に関係
昭和47年	10月：	台東区	道路工事の指導監督に関係
	10月：	港湾局	埋め立て工事に関係
昭和48年	3月：	労働局	機器購入
	4月：	公害局	公害防止助成事務
昭和49年	2月：	財務局	印刷物の契約
	10月：	大田区	建築物の許可等
	10月：	練馬区	営繕工事事務に関係
昭和50年	10月：	公害局	公害機器の納入に関係
	11月：	住宅局	都営住宅用地造成工事に関係
昭和51年	6月：	建設局	道路橋梁の設計工事に関係
	6月：	水道局	配水管工事の契約
	7月：	清掃局	産業廃棄物処理業の許可に関して
	10月：	衛生局	薬品の検査に関して
昭和52年	2月：	住宅局	都営住宅用地買収に関し
	2月：	清掃局	ゴミ処理に関係
	2月：	労働局	失業対策事業の資材納入に関係

組織体犯罪と官僚制

4月：	目黒区	保健衛生部職員の殺虫剤散布に関し
11月：	水道局	水道管新設工事の監督

このような事実をみて、どのような感想を持たれるであろうか。たしかに大都市東京は巨大な都市である。そこには数多くの利害が複雑に絡み合っていることも確かであろう。といて、不正が正当化されてはならないし、不法が合法化されるようなことがあってはならない。また、このような事実から、どのような職場であっても違法行為が起きうるということも自覚すべきであろう。しかも、これらの犯罪行為は「常時、潜在的、同時並行的」に行われているということも知らねばならない。このような公務員と関係した犯罪には、かならず犯罪が起きる土壤があり、単発的に犯罪が発生するといった状況ではない。発覚しない限りは長期に及んで存在し続ける、そうした状況(土壤)である。そして同時に、そこには「退嬰的雰囲気」が存在している確率が高い。ではなぜ、このような違法がまかり通る、起きるのであるのか。犯罪行為は、犯罪の動機、犯意の存在が前提である。ここで考えられるのが「職務」に対する「自覚」の有無である。しかしながら、犯罪学者G. B. Voldは自著である『Theoretical Criminology. 1958』の12章で、公務員犯罪にみられる公務員は「それを同僚が黙認しており、支持してくれる保証があるといった集团的支持があるため罪悪感を鈍麻させている」と述べている。もちろんこの集团的支持に対する認識は誤った認識であることは云うまでもない。だが罪悪感の鈍麻がかなり程度を超えたものも見られる。民間人に対する、「強要」、時に「脅迫」といった行為も見られる。このところ、このような行為が増加しているように思えるのだが。

都市社会学者(ご本人はこのように思われるのを嫌っておいでだったが)奥井福太郎氏は、現代大都市は個人を開放し、お互いを無関心にさせると云うようなこと述べられていた。したがって、「強烈な自己主張」がなければ自分の存在を無視されると。このような人間関係にみられる「相互無関心」は、先程の「強

烈な自己主張」と今の社会では両立し存在している。犯罪者はこの狭間を上手に利用して生きている。いささか余談とも云えることだが「組織犯罪グループ」も、このような存在の一つと云えるのではないだろうか。ついでと云っては失礼だが、現在の生活には、かつて永井龍男の『石版東京図絵』に見られるような「長閑」とも云える人間関係は存在しない。とにかく、人々は忙しく、時に激しく、厳しく、自己主張したかと思えば、時には無関心、無感覚にさえなり、肉体的・精神的疲労、不満を助長させている。

CPI(腐敗認識指数)とは公務員と政治家の腐敗度を示したもので、世界開発銀行等、国際機関による査定である。

3 組織体犯罪と官僚制：その2

ここでは職務と職業倫理との関連について述べたい。

職業に従事する人には、その職業の遂行に不可欠とも云える「資質」が要求される。M. ウェーバーの云うところの「職業倫理」である。今さら述べる必要も無いであろうが一応述べておく。われわれはこの社会が分業によって成り立っているという基本的認識にたち、この分業を媒介として社会における人間関係の相互性、依存性を認識し、それぞれの所属、あるいは職業からこの社会連関の全体を理解する。それによって形成されるのが社会事実としての職業倫理であるが、われわれの生活している社会は、もっと複雑である。そしてこの複雑であるがゆえに、犯罪が発生するとも考えられる。ここでわたしは、ある具体的事例を紹介したい。一緒に考えていただければと思う。

随分と前のことになるが、私はK県のある市立病院の院長と話をしたことがある。と云うより相談されたと云った方がいいかもしれない。内容は、次のように要約される。(1)医師が出先の診療所を移動するたびに、所蔵してある「薬」

を、「自分は使ったことがない」ということで廃棄処分にする、このような問題についてどう考えるか。(2) 医師は、職業柄、学会出張が多い、ときに海外に行く場合もある。しかし、予算はそれほど多く計上されてはいない。医師は、その費用は自分が負担するからというが、この案件をどのように扱えばいいか。という問題であった。この場合、医師は「公務員」という身分であることが前提となる。確かに、以前、海外を旅した時、あることを経験した。

国立のK大学の免疫学の教授とあるホテルで一緒した。その教授は学会でそのホテルに滞在されていた。ホテルは三流のホテルであった。教授が夜外出されたとき、たまたま教え子の学生数人と会われた。学生は、ちょっと名前の知れたホテルに泊まっていた。教授は、ホテルの名前も云わず帰ってこられた。宿泊費は、予算の範囲内のものであった。また飛行機代であるが、国家公務員であるからということで、当時、日航機の正規運賃で来られた。高額であったが、これも公務員であるから割安運賃とはいかなかった。K大学教授は、規定どおりの行動されたわけである。今では、このような事も無いとは思いますが、前東京都知事等の事例を見ると、さてどうなのかなとの疑問もないわけではない。

さて話を(1)の問題に戻そう。国公立の病院、診療所の医師が、替わるたびに、大量の薬を廃棄する。われわれに云わせれば、明らかに「予算・公金」の無駄遣いである。「私はこれまでこのような薬を使用した事がない」「使ったことで被害が出て私も責任はもてない」ということであっても、それだけで「廃棄」の理由にはならない。新薬で、まだ臨床的に十分な検証がなされていない場合はさておいてこれまで患者さんに使ってきたものであれば、薬品業界への義理立てをする必要もないと思う。むしろ患者さんとの信頼関係のなかで、出来るだけ自らの「知」の蓄積を駆使して診療に当たるべきではなからうか。(2)については、まだ未解決である。

とにかく、医療に従事する公務員の問題は難しい。公務員としての倫理、医師としての倫理(医師法：19条、21条、23条)、医師に対する責務(日本医師会

～医師の倫理)*もあり、さらに地域住民としてのより基礎的な規範・モーレス的な感情も考えなければならない。二重規範(double standard)、時には、三重規範(triple standard)さえ存在する。看護師の場合も同様である。ここでは、むしろ医療従事者、医療関連者と云うべきかもしれない。「ヒポクラテスの誓い」と「ナイチンゲールの誓詞」は、これからも守られていくであろう、いな守られるべき倫理規定である。われわれはそう考えているからこそ、自己の生と死を安心して彼らの手に委ねていられるのだ。

弁護士にしても然り(弁護士法, 2条, 23条, 26条), 新聞記者に対しても然り(新聞倫理綱領)である。ところで、これ以外にも「人間として行動」する上での倫理もある。パスカルは云った。「人間の理解には微妙な心の動きの核心を一挙に洞察(直観)する『繊細の精神』が必要で『心情の倫理』が、この際、力を持って居る。心情は理性の知らない理由を持って居る。人間は一本の草に過ぎないほど惨めな者であるが、自己の悲惨なことを自覚する偉大さを持つところの『考える草』である」と。先に提出した病院長の問いかけ(2)に対する答えがこの辺に有るのではなかろうか。これまでの「生」に対応して獲得した「知」こそがここで発揮されるべき決断ではなかろうか。しかし、官僚制機構は、ときにこのような「心情」である。

「保護さるべき個人情報」とは何か? と云う問題である。

情報公開について論議され始めたのは、半世紀以上前からである。今もって完全な情報公開にまで至っていない。それを阻むものの一つは「職務上知り得た秘密」の漏洩禁止であり、前述の「保護さるべき個人情報」の問題であろう。行政への住民参加が云われながら、国の安全、利益に損害を与える、公共の福祉、安全を損なう、公開することによって住民、地方自治体、公共機関の職員の個人的利益に重大な損害を与える、住民全体に重大な不利益を招く、公平、円滑な行政の執行が著しく妨げられる、等々の理由から、情報公開が妨げられている。また杓子定規とも云える状況も散見される。規定に縛られて、住民の実情

把握が出来ず、住民の怒りを買うといった状況が見られる。

ここで最近、体験したことを話してみよう。皆さんはどのように考えられるか。

国民の不評の中「国民総背番号制度：マイナンバー制度」なるものが最近施行実施されている。これほど、高齢者、障害者、独居老人を無視した制度を経験したことは無い。本人確認の手続きについてである。重要なものであると云う事で、慎重を期すのは良いとしても、あまりに度が過ぎているのではと思う。まず、交付の通知が来たのも6か月以上たってからだったと記憶している。急ぎ写真付きの「マイナンバーカード」を受け取りに、交付手続き書をもって出かけた。早朝一番、家内ともども区役所の玄関が開くのを待って出かけた。私は「要支援2」であり、慢性硬膜下血腫、その上、腰部脊柱管狭窄症で歩行することが非常に困難である。家内の支援を受けながらタクシーで乗り付けた。受付の女性は、書類を見て運転免許証、パスポートはないかと云う。両方ともないが、住民基本台帳ネットはあると云って見せると、これは期限が切れていて証明にならないという。健康保険証、介護保険証を見せても写真が付いていないので駄目という。役所が交付する「マイナンバーカード」についている写真と、本人たち家族がここに来ているから、それと照合すればいいではと云っても規則にてらして交付できないという。上司を呼んでも埒が明かず、ついに「怒り心頭」。折角、行ったのに貰わずに帰宅した。ではここにいる私たちは誰なのか。自分が自分であることを証明することの難しさを初めて知った。私の前後の人たちも同じような理由から帰されていた。これから、本人確認の基本となる写真である。その写真照合が出来ないのなら、なんのためのカードか。杓子定規ではなく、臨機応変に対応できないものか。これから、ますます高齢社会となり、認知症の人も増加する。多くの身体的・知的障害者も増加するだろう。タクシーも使えない貧困高齢者も多い。このような弱者にどのような対応を役所としてとろうとしているのか。またいくのか。社会的弱者について、

今一度、真剣に、また常識的に考えてもらいたい。ときに騙されることに、臆病であってはならない。

情報公開の先に、われわれを「信用」ということも必要である。「徹底的に疑う」ことのなかに、「もし失敗、過誤」でもあれば自らの進退問題にさえなるかも知れないとする「恐れ」が、現場の公務員に見られる。このような気分、ときに職場の「雰囲気」の一掃も必要である。私はかつて、ある地域住民から「最近役所も大きく、立派になり自分たちから遠い存在になってしまった」と云う話を聞いたことがある。なんとなく寂しく、侘しい気持ちになった。この辺で筆をおくとしよう。

だがこれ以外にも大きな問題、課題が私には残されている。

強固な牙城；官僚の抵抗

独裁的な国が、突如、崩壊することがある。徳川幕府が支配した300年の平和は奇跡とも云われるが、そこには様々な為政者による巧妙かつ独裁的支配と人民に対する相互監視とがある。民主主義の国は永続性を持つのかと云う疑問に対する回答は未だ出てはいない。人間の持つ多様性をいかに許容しうるか、その寛容度が民主主義の国を維持するうえでは大切ではなからうか。独裁国は、恐怖政治等によって、ある程度、その機構を維持出来るであろうが、被抑圧者等の関係でいずれ崩壊する。しかし、日本の官僚機構はそう簡単には崩壊しない。敗戦後の連合軍総司令部(GHQ)との交渉をみても、日本の官僚の強さを痛感できる。昭和25年10月に刊行された『警察制度改革の経過；資料編、国家地方警察本部総務部企画課』をみても、このことが感知できる。

とりわけ高級官僚はよく働き、能力も優れていたと云えるであろう。大蔵省、外務省等においても同様であるが、外国との交渉となると、いささか心もとない気がするのである。外国、他人との交渉となると、日本人は余り上手くはない。真面目すぎるとも云える。義理人情が公的な関係にも、極めて強くはいりこん

でくるのである。概して、外国人はいい意味でも悪い意味でも「冷淡」、時に「事務的」である。「合理的」とも云える。それがいつしか「凡庸」とまではいかないが、随分、悪いほうにかわったように思える。

昭和40年以降、世界の犯罪の趨勢は変わった

官僚機構の改革は、常に「守旧派」と云われる人たちの壁の暑さに屈せざるを得ない。ヨーロッパの著名大学に留学した若い「開発途上国」の官僚予備軍達も、帰国後、最初のうちは情熱をもって「改革」に乗り出すが、何時しか「守旧派」に従わざるを得なくなる。そうしなければ組織からの孤立か脱落と云う目に合うからである。「蟻の一穴」ではないが、長い年月をかけて少しずつ「穴」をあけ、壁を崩壊させるしかない。開発途上国は、国内が政治的にも経済的にも安定を欠いている、欧米流に洗練された青年官僚の挫折には心が痛む。「CPI」を見てもベネズエラ、ハイチ、リビア、イラク、南スーダン、アンゴラ、アフガニスタン、ソマリアは、その順位が140位以下と低く、問題は依然として解決されていない。

現在、「CPI」上位国、「日本をはじめとし、ヨーロッパの先進国」と云われる国の犯罪発生率は減少しているという。しかし、身边では相変わらず悲惨な事件が多発している。これは感覚的問題かもしれないが。

また、アメリカ合衆国の問題である。この国については、正確な資料がないので不明としか云えない。軽々に論ずることは出来ない。行刑思想も国内、州ごとで意見に、大きな差が見られる。現在、「50年前と同次元で述べる事には問題がありそうである。犯罪の質が変わってきたとも云える」かもしれない。知りたいところである。一時、主流に見えた「新クリミナロジー」は、どのように変わったのか、未だに変わらずに存在しているのかである。

だが今は、温暖化等、ここ地方都市でも、酷暑続き、直ぐに「夏から冬」

へと変わる、秋もない、したがって体力的にも無理は出来ない。今後に期待して下さい。

注

* 倫理について、本文では「実際・具体的には、どのようなことを期待されているか」詳しくは書かなかった。念のため、少々付け加えておく。

医師の倫理：通常～ヒポクラテスの誓い～患者の秘密を洩らさない、頼まれればどんなところへも診察に行く、誰に頼まれても致死薬は決して与えない。

患者に対する責務—診察に関しては、全責任を負い、細心の注意を払い、最善の処置を成すよう努めること。療養上必要な事項を、親切に説明指導すること。疾病に関する秘密義務を守ること。患者に予後を告げるには、最も慎重になすこと。(日本医師会)

ナイチンゲール誓詞：われは此むべし。此処に集ひたる人々の前に厳かに神に誓はん。わが生涯を清く過ごし、わが任務を忠実に尽くさんことを。われは総て毒あるもの、害あるものを絶ち、悪しき薬を用いることなく、又知りつつ之を勧めざるべし。われは我が力の限り我が任務の標準を高くせん事を努むべし。わが任務にあたりて、取扱へる人々の私事の全て、我が知り得たる一家の内事のすべて、われは人に洩らさざるべし。われ心より医師を助け、わが手に托されたる人々の幸のために身を捧げん。